

新型コロナウイルス感染症拡大防止マニュアル(2022年4月1日現在)	
※教職員が感染した場合は、「学生」を「教職員」と読み替える ※「短期大学の対応」欄を除いたものを学生配布 ※授業は面接授業とする。	
状況	当該学生の対応
いつでも 誰でも (平常時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の感染状況に応じて、不要不急の外出を避けるなど、配慮ある行動をとる。 ・ 「3つの密」を避ける ・ 手洗いやマスクの着用などを徹底 (マスクを忘れたら教室に入る前に事務局に行く) ・ 登校前に検温 (検温を忘れた場合は事務局で検温) ・ 行った場所や時間の記録 (行動記録) をとる (感染した場合、感染の可能性が出た場合の対応のため)。記録用紙は WebClass で配布する。 ・ 学内で机等を利用したら除菌する
咳・発熱がある ・ 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある ・ 重症化しやすい方 (※) で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患 (COPD 等) 等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く (症状が4日以上続く、解熱剤などを飲み続けなければならない)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校への登校や外出、イベント等への参加を控える。 ・ かかりつけ医等に電話をして相談する。 ・ 相談先に迷う場合 (かかりつけ医がない、夜間・休日など) は、「山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター (055-223-8896、24 時間対応)、各市町村の受診・相談センター」に電話をする。 ・ PCR 検査を受けることになった場合は短大事務局 (TEL055-224-1400) に連絡する。
感染者となった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や保健所、行政機関の指示に従う。 ・ 連絡が可能な場合は、速やかに短大事務局 (TEL055-224-1400) に連絡する。 ・ 登校については、治癒するまでは禁止 (出席停止)。
濃厚接触者となった (保健所等から連絡があった)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所からの指示に従う ・ 短大事務局 (TEL055-224-1400) に連絡する。 ・ PCR 検査の結果が陰性だった場合でも、自宅待機を要することがある。
濃厚接触者となった (自分で気づいた)	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医等に電話をして相談する。 ・ 相談先に迷う場合 (かかりつけ医がない、夜間・休日など) は、「山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター (055-223-8896、24 時間対応)、各市町村の受診・相談センター」に電話をする。 ・ 短大事務局 (TEL055-224-1400) に連絡する
濃厚接触者となった (短期大学から連絡があった)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期大学からの指示に従う
感染者・濃厚接触者と接触した可能性はある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の健康状態に常に注意を払う。 ・ 感染対策・拡大予防に配慮した行動をする。
海外から帰国した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国時は入国管理局の指示に従う ・ 帰国後は短大事務局 (TEL 055-224-1400) に連絡し、渡航先、帰国日、帰国後の様子を伝える。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間 (発症2日前 (無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前) から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間) のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する学生及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

- ・ 感染者と同居 (寮等において感染者と同室の場合を含む) 又は長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・ 感染者の飛沫 (くしゃみ、咳、つば等) に直接接触した可能性の高い者 (1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が行われた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある)
- ・ 手で触れることの出来る距離 (目安として1メートル) で、必要な感染予防策なし (※) で、感染者と15分以上の接触があった者 (例えば、感染者と会話していた者)

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等
 - ・ 大声を出す活動、呼吸が激しくなるような運動を共にした者等
 - ・ 感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等
 - ・ その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等
- ※ 学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

(1) 換気の悪い密閉空間 (2) 多数が集まる密集場所 (3) 間近で会話や発生をする密接場面を避けましょう

- ・ ドアを開け換気しましょう
- ・ 席は一つ空けて座りましょう
- ・ 向かい合ってマスクなしで話すのはやめましょう
- ・ 昼食時は会話をせず、黙食しましょう。
- ・ 公共交通機関を利用する場合はマスクを着用し人と向き合わないようにしましょう
- ・ こまめに手洗いをしましょう

※「新型コロナウイルス感染症 受診・相談センター」

名称	電話番号	管轄地域
中北保健所 (地域保健課)	0551-23-3074	甲斐市、中央市、昭和町、韮崎市、南アルプス市、北杜市
峡東保健所 (地域保健課)	0553-20-2752	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南保健所 (地域保健課)	0556-22-8158	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部保健所 (地域保健課)	0555-24-9035	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
甲府市保健所 (医務感染症課)	055-237-8952	甲府市